

令和5年6月1日

保護者の皆様

川崎市立下小田中小学校  
校長 八幡 博子

## インフルエンザ及び新型コロナウイルスにおける出席停止の取り扱いについて

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

5月8日発出の「市立学校における教育活動ガイドライン」を受け、インフルエンザと新型コロナに関する「出席停止」に関して以下のように扱うこととなりましたので、お知らせいたします。

### 出席停止期間（学校保健施行規則第19条第2項）

#### インフルエンザ

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。  
(発症日を0日目とする。)

#### 新型コロナウイルス感染症

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。  
(発症日を0日目とする。)

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。

※無症状の場合は、検体採取日を0日目とする。

\*インフルエンザと診断された場合は、令和5年4月24日配付の「インフルエンザ療養報告書の提出について」の療養報告書にご記入の上、ご提出ください。お手元にない場合は、下小田中小学校ホームページからダウンロードするか、もしくは担任にお申し出ください。

\*濃厚接触者の特定は行われなくなったことから、同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合であっても、児童生徒本人の感染が確認されていなければ、出席停止にはなりません。(インフルエンザの場合も同様です。)

\*感染が不安で休ませる場合は、出席停止扱いとはなりません。ただし、合理的な理由(基礎疾患がある、配慮が必要な高齢者が同居等)がある場合については、欠席とはしないこともあります。学校にご連絡をください。